

「別表」

急速冷凍機仕様書

1. 基本要件

- (1) 落札者は、物品の納入に当たっては、企画政策課担当者（以下「担当者」という。）と調整のうえ、実施すること。
- (2) 落札者は、納入する全てについて、構成上必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、全て納入すること。
- (3) 本調達に係る機器及び附属品について、中古品又はリユース品は認めない。
- (4) 落札者は、保証期間内において納入した機器等に故障、不具合等が発生した場合は、修理等の対応を行うこと。この場合において、受付、受け取りから修理完了、返却までの間の代替機の準備等については、企画政策課と協議すること。

2. 装置概要

本装置は、食品（固形物・半固形物・液体を含む）を短時間で冷却・冷凍し、品質を保持したまま長期保存を可能とする急速冷凍機である。

特に **スープ・汁物・麺類を含む調理済み食品** を、容器ごと安定的かつ均一に急速冷凍できることを必須条件とする。

3. 必須性能条件

(1) 冷却能力

- ・ 装置内の食品を中心温度-20℃まで短時間で到達可能であること。
- ・ 冷却過程において食品の品質（風味・食感・水分保持）が損なわれないこと。
- ・ 冷却場所によって冷凍品質にばらつきがないこと。
- ・ 食材そのまま（包装せず）で冷凍できること。
- ・ 熱いものもそのまま冷凍できること。

(2) 汁物対応性能

- ・ スープ、ラーメン、うどん、鍋料理など 液体を多く含む食品 を、そのまま容器に入れた状態で均一に急速冷凍できること。
- ・ 凍結後の分離（スープと具材が分かれる等）が最小限であること。

(3) 多品種同時対応

- ・ 肉類、魚介類、麺類、スイーツなど異なる食品を同時に冷却・冷凍可能であること。

(4) 衛生性

- ・ 内部はステンレス製など衛生的な構造で、分解・清掃が容易であること。

(5) 操作性・安全性

- ・ 誰でも簡単に操作できる制御パネルを備えること。
- ・ 過冷却防止機能や安全装置を搭載していること。

(6) メーカー保証

- ・保証期間は5年間とすること。
- ・保証期間内における部品交換・修理体制が整っていること。また、福岡又は佐賀県内にサポート拠点があること。

(7) 設置場所及び設置スペースの制限(必須)

① 設置場所

- ア) 佐賀県杵島郡大町町大字福母 297 番地 4(大町ふるさと館内)
- イ) 「別表 2」大町ふるさと館平面図の指定箇所に設置するものとする。

② 外形寸法

- ア) 外形寸法は、幅 1200 mm×奥行 800 mm×高さ 1900 mm以下とすること。
- イ) 機器の扉開閉及び保守点検に必要な前面スペース 1000 mmを確保すること。

4. 推奨性能条件(加点要素)

- ・消費電力が小さく、省エネルギー設計であること。
- ・液体食品の結晶形成を微細化し、解凍時に品質保持できる機構を持つこと。
- ・コンパクト設計で、町内小規模事業者でも導入しやすいこと。

5. 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の遵守等

(1) 機密保持

- ① 落札者は、本事業に係る作業を実施するに当たり、担当者から取得した資料を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、除くものとする。

- ・取得した時点において、既に公知であるもの
- ・取得後において、落札者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・第三者への開示又は本事業に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に担当者と協議のうえ、承認を得たもの

- ② 落札者は、本業務に係る業務に関与した落札者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。

7. 仕様等

機器の性能、機能等に関する仕様書は別紙「参考仕様」のとおりする。ただし、同等以上の性能、仕様及び構造を有するものは、性能比較表を提出すること。(任意様式)

8. その他

(1) 業務に伴う経費

- ① 機器の設置にかかる標準工事費および納入するまでにかかる経費は落札者の負担とする。
- ② 機器の設置にかかる電源工事については、町の負担とする。

(2) 納入、検品及び現地調整

- ① 納入場所への搬入に関する費用は、落札者において負担すること。
- ② 納入場所への搬入については、担当者と協議のうえ、業務に支障のないよう配慮のうえ日時を決定し、実施すること。
- ③ 落札者は、納入場所において担当者の立ち合いのもと、検品及び確認を受けること。
また、納入する機器について、担当者から納入期限前に実機による機能審査を求められた場合は、これに応じること。
- ④ その他、輸送、納入、検品等の詳細に関しては、担当者及び落札者間において協議のうえ決定すること。

(3) その他

- ① 落札者は、契約書及び仕様書に明記されていない事項において必要とする物品、作業等がある場合は、事前に担当者と協議のうえ実施すること。

9. 利用目的

- ・ 大町町の特産品である「たろめん(汁麺)」をはじめとした **地元調理食品の品質を保持しつつ全国発送する体制の構築**。
- ・ 鮮魚、肉類、スイーツ、惣菜などの販路拡大。
- ・ ふるさと納税返礼品としての品質強化、寄附額増加を目的とする。